

---

# 甘楽町学校施設等個別施設計画 概要

平成31年 3月 策定  
甘楽町教育委員会

---

## 第1章 学校施設等の個別施設計画の背景・目的等

本町では、高度経済成長期や人口増加を背景として、多様化・増大したニーズに合わせて、多くの公共施設が建築されてきました。そして現在では、当時の公共施設の老朽化が進行している一方、多くの地方公共団体が抱える課題である少子高齢化が本町でも進行しているなど、公共施設を取り巻く環境は日々変化しています。

そこで、「公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を平成29（2017）年3月に策定し、保有するインフラ等（従来のハコモノに加え、土木インフラ等も含む）の整備の基本的な方針を示しました。

次に「総合管理計画」に基づいた個別施設ごとの具体的な対応方針として、教育委員会が所管する学校施設等を対象とした「学校施設等個別施設計画（以下、本計画）」の策定を行いました。本計画は、図1に示したような上位計画の基本理念や方針を受けて策定されています。

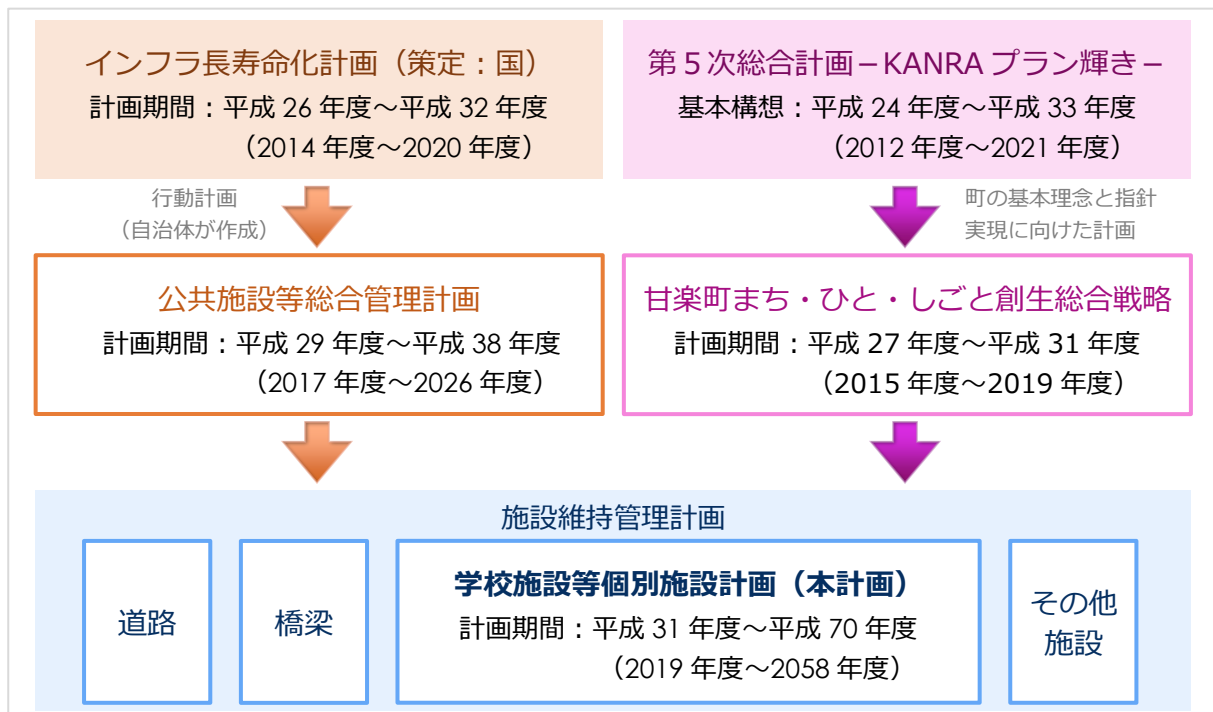


図1 本計画の位置づけ

総合管理計画によると、本町は48,746㎡の公共施設を保有しています。そのうち、本計画で対象となる学校施設を含む学校教育系施設は22,895㎡あり、本町の全保有施設の47%を占めています。

本計画は、学校施設の長寿命化を図るために、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減および予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とし、計画期間を以下のように定め、5年ごとに見直しを行うこととします。

計画期間：平成31（2019）年度 ～ 平成70（2058）年度

## 第2章 学校施設の目指すべき姿

平成30年度教育行政指針「感性豊かな心と夢を育む人づくり」に基づき、以下の理念を念頭に、学校施設に求められる機能・性能を確保するための維持管理計画とすることを目指します。

## 第3章 学校施設の実態

本計画における対象施設の現況は表1のとおりです。また、児童生徒数の変遷は図2のとおりで、平成31(2019)年度からは予測データを掲載しています。児童生徒数は減少傾向にあります。

表1 対象施設の活用状況

小学校・中学校				
種別	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	児童・生徒数
小学校	小幡小学校	校舎：2,874 体育館：800	校舎：1977-78 体育館：2011	182人
	福島小学校	校舎：3,146 体育館：894	校舎：1982 体育館：2008	184人
	新屋小学校	校舎：2,980 体育館：916	校舎：1985 体育館：1995	248人
中学校	甘楽中学校	校舎：5,489 体育館・武道場：2,531	校舎：2015 体育館・武道場：2015	326人
その他の教育系施設				
種別	施設名	延床面積 (㎡)	竣工年度	利用者数
旧学校施設	旧秋畑小学校那須分校	校舎：458	校舎：1955	-
	旧第二中学校	校舎：2,119 技術科棟：304 体育館：1,140	校舎：1981 技術科棟：1981 体育館：2004	学童保育所 52人
	旧第三中学校	校舎：1,612 技術科・部室棟：240 体育館：798	校舎：1988 技術科・部室棟：1988 体育館：1993	-
学校給食センター		: 1,139	: 2015	-

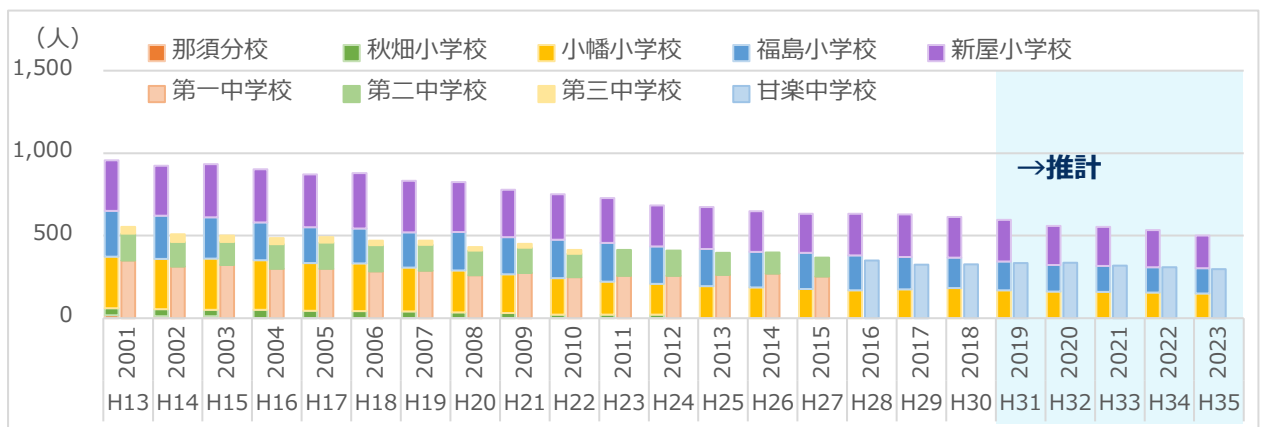


図2 小学校児童数・中学校生徒数の変遷（平成31(2019)年度からは予測）

- ・那須分校：平成16(2004)年3月31日 廃校
- ・秋畑小学校：平成25(2013)年3月31日 廃校
- ・第一中学校：平成28(2016)年3月31日 廃校
- ・第二中学校：平成28(2016)年3月31日 廃校
- ・第三中学校：平成23(2011)年3月31日 廃校

## 第4章 学校施設整備の基本的な方針と整備水準

総合管理計画では、公共施設等全体の目標として図3のような基本方針を定めていますので、上位計画の方針を受け、本計画では、図3のように基本方針を定めます。

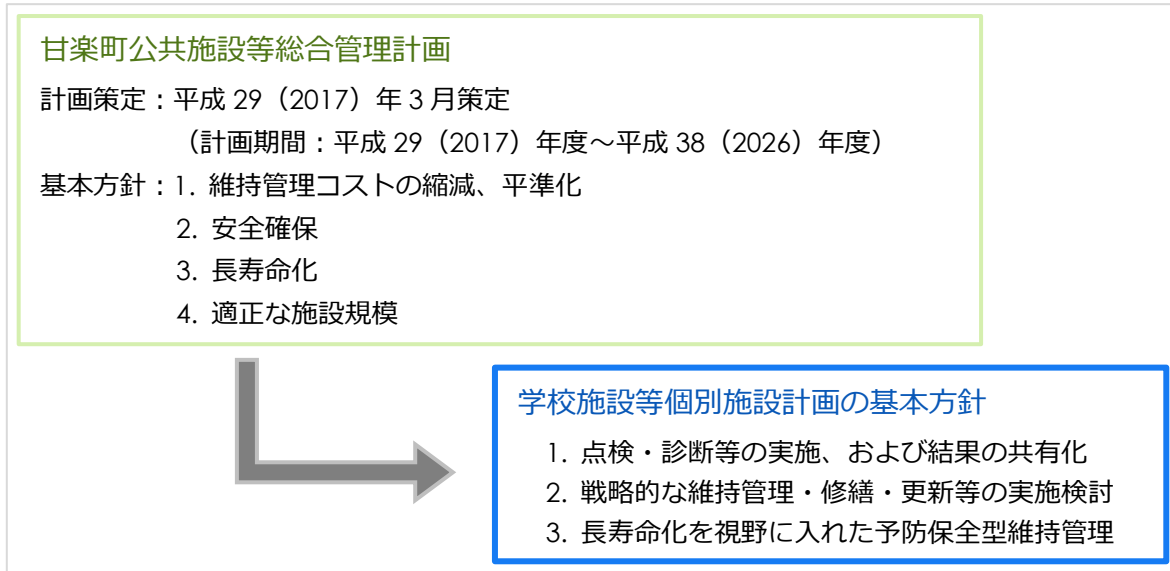


図3 総合管理計画における方針を受けた本計画の基本方針

## 第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

施設整備計画を策定するために、劣化損傷状況等の把握を行った後、それらの結果から長寿命化改修適否を判定します。しかし、実際は既存の学校施設の劣化状況、建物の性能、使用状況などから、長寿命化改修工事を行うことが難しい場合や、不要と判断される場合もあります。

長寿命化改修工事に適さない学校施設については、大規模改修工事を行っていくこととなりますが、その場合であっても、安心・安全に使用を継続できるレベル以上の改修を維持します。

長寿命化改修工事および大規模改修工事の概要は、表2のとおりです。

表2 改修等の整備水準

工事概要	周期	概要
長寿命化改修工事	40年	目標耐用年数 80年として、物理的な不具合への対応によって建物の耐久性を高めつつ、機能や性能を現在の教育施設に求められる水準まで引き上げる改修を目指す
大規模改修工事	20年	目標耐用年数 60年として、安心・安全に使用を継続できるレベル以上の改修を目指す

第6章 学校施設の長寿命化とその実施計画

老朽化や劣化の状況を目視で確認するとともに、設置（更新）経過年数なども加味して学校施設ごとに現存率を求め、これを表3の基準によってA～D評価にしています。

その結果を現存率の低い順に掲載したものが表4となります。特に、受変電の状況が「D：劣化度が大きく安全上・機能上問題であるため対応が必要（現存率40未満）」と確認された「調査番号5-1 旧第二中学校校舎」が最上位に掲載されるなど、改修等の優先順位が高い学校施設が上位となります。D評価がなかった学校施設も、順次対応を検討していきます。

表3 現存率※評価基準

評価	基準	
	現存率	状況
A	80以上	概ね良好
B	60以上 80未満	部分的に劣化等が見られるが、安全上・機能上問題なし
C	40以上 60未満	広範囲に劣化等が見られ、安全上・機能上低下している
D	40未満	劣化度が大きく安全上・機能上問題であるため対応が必要

※現存率：建築物の老朽度の目安となるもので、新築時に対する現存の価値の割合を示す0から100までの数値。新築時が100。

表4 学校施設の改修優先順位（調査区分別）

調査番号	建物基本情報				構造	建築			電気	機械	合計	
	施設名称	建物名称	竣工年度	構造		躯体	屋根・防水	外壁			外部建具	受変電
5-1	旧第二中学校	校舎	1981	RC	B	B	C	C	D	C	50.0	C
3-1	福島小学校	校舎	1982	RC	C	B	C	B	A	C	60.0	B
1-1	旧秋畑小学校那須分校	校舎	1955	W	B	B	C	B	-	B	60.9	B
6-1	旧第三中学校	校舎	1988	RC	B	B	B	A	C	C	61.2	B
2-2	小幡小学校	校舎（東）	1977	RC	C	B	C	B	-	A	63.8	B
6-2	旧第三中学校	技術科・部室棟	1988	S	B	B	B	A	-	C	65.8	B
4-1	新屋小学校	校舎	1985	RC	C	A	C	B	A	C	66.8	B
6-3	旧第三中学校	体育館	1993	S	B	B	B	A	-	C	67.6	B
4-2	新屋小学校	体育館	1995	S	B	B	B	A	-	C	67.7	B
5-2	旧第二中学校	技術科棟	1981	S	A	B	B	B	-	B	69.3	B
2-1	小幡小学校	校舎（西）	1978	RC	C	C	B	A	A	A	69.8	B
5-3	旧第二中学校	体育館	2004	S	A	A	A	A	-	B	84.6	A
3-2	福島小学校	体育館	2008	S	A	A	A	A	-	A	88.4	A
2-3	小幡小学校	体育館	2011	S	A	A	A	A	-	A	94.7	A
7-2	甘楽中学校	体育館・武道場	2015	RC	A	A	A	A	-	A	94.7	A
8-1	学校給食センター	-	2015	S	A	A	A	A	-	A	94.7	A
7-1	甘楽中学校	校舎	2015	RC	A	A	A	A	A	A	95.5	A

※青字の学校施設は、長寿命化改修適否判定が「適」（目標耐用年数が80年）

長寿命化改修適否判定が「適」となった学校施設（7棟）は長寿命化改修工事方針とし、それ以外の学校施設は、大規模改修工事方針として今後の維持・更新コストを試算したものが図4です。

その結果、256,000千円/年が必要になると試算されますが、過去6年間に学校施設整備に必要とした投資的経費の平均額が279,495千円/年でしたので、23,495千円/年ゆとりがあると予測されます。

ただし、甘楽中学校等の竣工に関わる費用を除いた投資的経費の平均は28,405千円/年ですので、最大227,595千円/年不足する可能性があります。劣化調査を周期的に実施し、劣化が進行する前に対応するなど、コスト削減に努める必要があります。

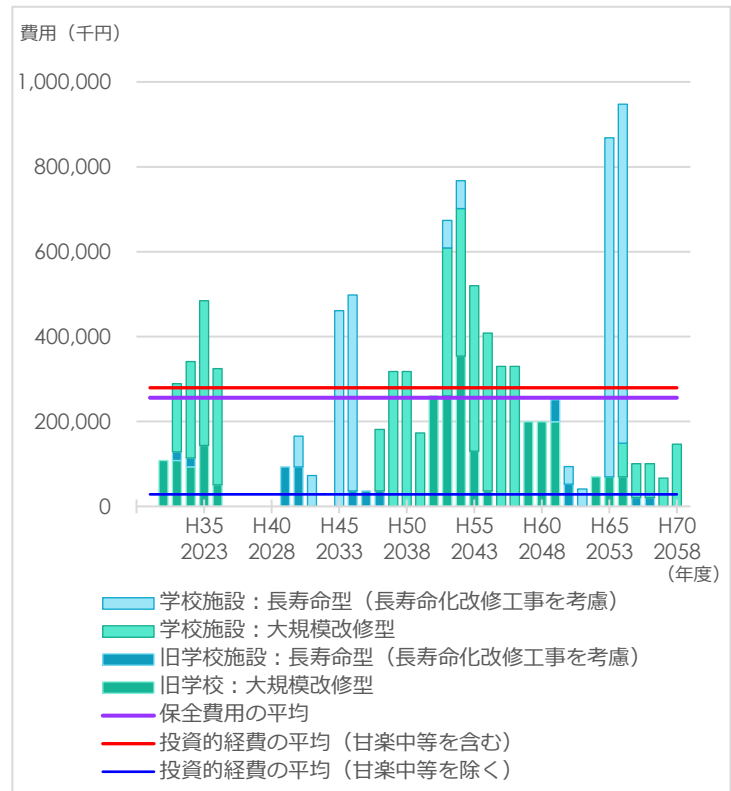


図4 コスト見直しによる今後の維持・更新コスト

## 第7章 個別施設計画の継続的運用方針

### 情報基盤の整備と活用

上位計画である総合管理計画との連携を図りながら、教育施設だけではなく、全庁的な取組として固定資産台帳を基とした情報一元化・共有化を図ります。その中で、施設の利用状況や維持管理経費等を把握し、本計画推進の情報基盤として整備、活用します。

### 推進体制等の整備

本計画の対象となる教育施設は、教育の場であるとともに、地域の拠点、防災拠点となる施設でもあります。従前まで行われてきた対処療法的な「事後保全」から、施設の劣化が大きくなる前に計画的に行う「予防保全」への転換を図り、施設の機能を常に良好な状態に保つことが重要となります。

教育施設の所管課である教育委員会事務局を中心に、本計画を含む教育施設マネジメントを行っていきますが、必要に応じて教育施設整備検討委員会を設立して、全庁的な体制を構築します。

### フォローアップ

本計画では、対象となる学校施設の改修や改築工事などの優先順位を設定していますので、町全体の予算とのバランスによっては、すぐに実施できない改修工事なども発生することが予測されます。しかし、利用者である児童生徒の安全につながる劣化などを放置することはできませんので、定期的な劣化調査等を実施し、5年毎を目安として計画の見直しを行っていきます。